

目 次

はじめに	3
第1章 人権とは	3
第1節 基本的権利としての人権	3
第2節 人権課題への取組	
(1) 世界的な取組	5
(2) 国内の取組	5
(3) 人権教育について	6
(4) 今後の動向	6
第3節 人権行政について	7
第2章 箕面市における現状と課題	7
第1節 人権のまち実現に向けた取組	
1. 箕面市の人権をめぐる状況	7
2. 人権施策の状況	8
第2節 箕面市人権のまち推進基本方針の評価と課題	8
(1) 人権を尊重した業務遂行	
① 職員の人権研修	8
② 横断的推進体制及び総合調整部局の整備	8
(2) 人権教育（学習）・人権啓発	9
(3) 人権相談	
① 相談体制の充実	10
② 窓口体制の見直し	10
③ 相談員の資質向上	10
④ 相談情報の共有体制	10
⑤ 相談事業の広報充実	11
⑥ 人権侵害・差別の法規制	11
⑦ 警告、氏名公表等の検討	11
⑧ 実効性ある相談システム検討	11
(4) 人権の視点での行政評価	11
第3章 地域社会における人権尊重への取組	12

第4章 人権行政を推進するために	……………13
第1節 人権尊重を基礎とした業務の遂行	
1. 自治体行政を人権行政として推進	……………13
2. 職員の人権意識の把握及び向上について	……………13
3. 箕面市人権行政推進本部会議のあり方	……………14
第2節 人権教育（学習）・啓発の推進	……………14
第3節 人権相談	
1. これからの相談体制	……………15
2. 相談員の役割	……………16
3. 相談事業の周知、及び施策への反映について	……………16
4. 青年層の相談について	……………16
5. 相談同行制・パーソナルサポートサービス	……………17
6. 人権救済について	……………17
第4節 人権の視点からみた行政評価	……………18
第5章 取り組むべき主要課題	……………18
1. 男女協働参画	……………18
2. 子どもの人権	……………18
3. 高齢者の人権	……………19
4. 障害者の人権	……………19
5. 部落問題	……………20
6. 外国人の人権	……………20
7. さまざまな人権	……………21
資料	
1. 箕面市人権のまち条例	……………22
2. 第5次箕面市総合計画・前期基本計画（抜粋）	……………23
3. 箕面市人権施策審議会・開催経過	……………25
4. 箕面市人権施策審議会・委員名簿	……………26
5. 箕面市人権行政推進本部会議設置要綱	……………26
6. 箕面市人権行政推進本部会議研究会（人権行政研究会）開催経過	……………29
7. 別図	……………30

はじめに

箕面市では平成11年(1999年)に「箕面市人権施策基本方針」、平成17年(2005年)には「にんげんの街みのおを育てるために～箕面市人権のまち推進基本方針～」(以下、「基本方針」とします。)をそれぞれ策定し、人権行政の確立に向けて方向性と具体的な課題を設定してきました。また、平成15年(2003年)には「箕面市人権のまち条例」を制定し、その第5条で「箕面市人権施策審議会」の設置を規定しました。この審議会から平成23年(2011年)1月にいただいた答申に基づき、今後の箕面市人権施策の推進に関する基本方針を以下に示します。

本市は冒頭に述べた基本方針を、平成17年度(2005年度)から22年度(2010年度)までの期間設定により策定しましたが、審議会答申にもあるようにこの方針は基本的に今後も継承されなければならないと考えられるため、この間の社会的状況の変化も踏まえ、重点課題などを新たに付加しました。

また、今回策定する基本方針の有効期間ですが、平成23年度(2011年度)を始期として終期を特に定めません。以前は「人権教育のための国連10年」や「第四次箕面市総合計画」の最終年度と終期を合わせた形にしてきました。

しかしながら、日本国憲法を引くまでもなく人権とは、誰もが生まれながらにして持ち、地球上のあらゆる人々に普遍的に保障されている基本的な権利で、人間らしく生きるために必要なものです。人権の尊重は平和の基盤であり、それを普遍化し、定着させる努力が世界各国で永年にわたり続けられています。このような人権尊重の理念の普遍化をめざして、すべての分野で人権尊重を基礎とした行政施策を推進する観点から、この基本方針については終期を定めないものとします。

なお、基本方針に基づく具体的事業の実施計画については、1～3年のスパンで年次的に定める必要があり、これについては本文中で述べます。

第1章 人権とは

第1節 基本的権利としての人権

ヒューマン・ライツ (Human Rights) の訳語である人権については、1948年の世界人権宣言などの日本語への翻案をきっかけとして、国内のさまざまな人権関連法令などにも一応の定義づけが行われてきました。例えば、平成14年(2002年)3月、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」においては、

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

(第3章 人権教育・啓発の基本的在り方 1. 人権尊重の理念)

と述べていますが、この定義の「個人としての生存や自由、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」の中味については、憲法第3章の「国民の権利及び義務」において、すでに具体的に規定されているところです。そして、「社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」つまり、様々な社会権的市民権については、自治体が業務として責任を担っているのです。

箕面市においては、平成17年（2005年）3月に策定した基本方針で、人権について

誰もが生まれながらにして持っている権利であり、国籍・性別・出身・経歴などを問わず、地球上のあらゆる人々に普遍的に保障されている基本的な権利であり、私たち一人ひとりの生命や自由・平等を保障し、日常生活を支えているものであるだけでなく、私たち一人ひとりがかげがえのない存在として主体的に生きること、すなわち人間としての尊厳が尊重される権利です。

と説明し、同方針では平成15年（2003年）に実施した「箕面市民の人権に関するアンケート調査」の結果を基に、

未だ市民の中で権利とは何かということが明確にとらえきれないため、そのことへの認識が不十分であり、誰もが権利行使の主体であるという認識を深めていくためには、もう一度人権の概念とそのとらえ方を見つめ直し、そのうえで新たな人権問題に対する視点を示すことが求められているのです。

と述べています。

このことに関しては、平成21年（2009年）に実施した「箕面市民の人権に関するアンケート調査」報告書においても、人権の概念に対する理解が不十分であり、未だ共通の認識が生まれていないという調査結果が出されていますが、このような状況は箕面市だけの問題ではなく、日本の社会全体の問題でもあります。

このように、社会全体の中で人権についての共通理解が生まれていない状況は、市民の中においては、「人権は差別を受けている人の問題であり、自分自身とは関係のない問題」と考える風潮を生み出し、一方、行政の中においては「自治体行政＝人権行政」という認識が深まっていかない要因となっています。

そして、人権についての共通理解が生まれていない状況を生み出してきた要因を探っていくならば、新しい憲法の下における幼児期からの系統的で実効性のある「市民権利教育」が実施されていないことがその一つであると考えられます。そのため、人権を構成している「権利、自由、生存、個人、平等、幸福追求」などといった個々の概念が、日常生活の中で現実感を持った共通のことばとして国民の中に定着していないと言えます。¹

¹ 人権という熟語は、ヒューマン・ライツ（Human Rights）を「人間の権利」としたうえで約して作られた言葉であるが、ライト（right）は「正しい」という意味の通義、達義、徳義、権義などと江戸時代末期には訳されていた。この理解に立てば、ヒューマン・ライツは「人間として正しいこと」なのである。今日では、ライツはもっぱら「権利」という言葉に収縮して使用されるようになったため、「正しい」という人間存在の倫理的・道徳的意味が滑り落ちてしまったのである。

「権利、自由、生存、個人、平等、幸福追求」などの訳語は、有機的な関係を持った概念として結び合い「人権」を形作っているものであり、一つ一つの概念について歴史的な訳語の経緯も吟味しつつ、今日的状況を踏まえて日常生活の中でリアリティを持った言葉として共通認識を深めていく努力が求められているのである。

第2節 人権課題への取組

(1) 世界的な取組

平成17年(2005年)の基本方針策定後、子どもや障害者の権利などをめぐって下記のような条約類が発効・締結されています。

日本が締結したもの

採択年	発効年	締結年	条約名
2000年	2002年	2004年	武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書
2000年	2002年	2005年	児童売買、児童買春および児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書

日本未締結のもの

採択年	発効年	締結年	条約名
2006年	2008年		障害者の権利に関する条約及びその選択議定書

障害者の権利に関する条約については、日本は未締結ですが、関連法の整備など批准に向けた努力が続けられています。また、「国連識字の10年」が2003年から2012年まで続いているほか、「人権教育のための国連10年」を受けて設定された「人権教育の世界プログラム」の第2段階が2010～2014年とされています。この第2段階では、「高等教育における人権教育、並びにあらゆるレベルの教員と教育者、公務員、法執行官、軍関係者に対する人権研修」をテーマとすることが国連人権理事会で採択されました。また平成22年(2010年)、ISO26000²も発行され、企業の社会的責任(CSR)³への関心も高まっています。

² ISO26000とは、企業のみならず国や地方自治体、教育・医療機関などを対象とする、社会的責任に関する国際規格。説明責任、透明性、倫理的行動、利害関係者の利害尊重、法の支配の尊重、国際行動規範の尊重、人権尊重の7原則が掲げられており、全世界的な非政府間機構であるISO(国際標準化機構)が定め、2010年11月から発行された。

(財団法人人権教育啓発推進センター『アイユ』2010年12月15日号より。)

³ CSRとはCorporate Social Responsibilityの略で、企業が利益を追求するだけでなく、その活動による社会及び環境への影響に責任をもち、さまざまな利害関係者(顧客、株主、従業員、将来の世代、地域社会など)を広く視野に入れながら、これらの要求に対してバランスよく意思決定をすることを指す。(EU、ISO、経済同友会の定義を参考とした。)

(2) 国内の取組

平成17年(2005年)の基本方針策定後、下記のような国内の動きがあります。

施行、改正年	法律名
平成17年 (2005年)	「個人情報保護に関する法律」全面施行 「犯罪被害者等基本法」施行 「発達障害者支援法」施行
平成18年	「障害者自立支援法」施行

(2006年)	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 「自殺対策基本法」施行 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行
平成19年 (2007年)	「探偵業の業務の適性化に関する法律」施行 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」施行 「DV防止法」改正 「児童虐待防止法」改正
平成20年 (2008年)	ストリートビュー等ネット規制問題 アイヌ先住民族国会決議
平成21年 (2009年)	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 「次世代育成支援法」施行 「臓器移植法」施行 入管法・入管特例法・住民基本台帳法改正（外登法廃止、施行日未定） 相対的貧困率への注目
平成22年 (2010年)	貸金業法改正

(3) 人権教育について

平成16年(2004年)から平成20年(2008年)にかけて「人権教育の指導方法等の在り方について」のとりまとめが文部科学省から3回にわたり公表されました。これは人権教育の目標や人権感覚を定義し、責任と行動を重視し、教育環境を整えた組織的な取組や家庭・地域との連携を重視したものとなっています。

大阪府においては、児童生徒の人権意識・人権感覚の醸成のためにさまざまな事例集を作成し、人権侵害事象防止にむけて平成18年(2006年)に「いじめ防止指針」、平成22年(2010年)に「児童虐待防止のための指針(改訂版)」などを整備し、人権が尊重された教育を進めています。

本市では、平成12年(2000年)に「箕面市人権教育基本方針」を策定し、人権教育の推進を図ってきました。学校園所では、「人権教育基本方針」に基づき、それぞれの実態に応じた人権教育・人権保育の推進とともに、箕面市人権教育研究会や箕面市外国人教育研究会の活動への参画、地域の教育関係団体やNPO等との連携など、より総合的に、人権教育についての取組を進めてきました。そして平成20年度(2008年度)からは、人権を基盤とした小中一貫教育の取組を進めています。

(4) 今後の動向

今後、長らく懸案となっている人権擁護法などの法整備が進められる可能性があります。

障害者市民をめぐるっては、障害者自立支援法の見直しが予定されているほか、環境因子に着目する ICF（国際生活機能分類）⁴が注目されています（第 5 章の 4 を参照）。

また、外国人登録の廃止を含む改正住民基本台帳法の施行が、平成 24 年(2012 年)7 月までに行われます。それに伴い外国人市民の諸権利が守られるよう、国と連携しながら自治体の実施体制づくりも必要です。

⁴ ICF とは WHO（世界保健機関）の平成 13 年（2001 年）総会において採択されたもので、心身に障害があるからといって、日常的な諸活動や社会参加が困難になるとは限らず、社会制度や人々の意識といった周囲の環境との関係によって、その困難性が変化するものであるという考え方であり、一人ひとりの障害者市民を取り巻く環境に着目する必要があることを示唆しています。

第 3 節 人権行政について

市民的権利と自由、市民自治、公共の福祉の確立は、地方自治体、地方行政の職務のバックグラウンドとなる、基本的かつ第一義的な原理であり、すべての自治体の職務の根拠となるべきだという観点から人権行政を進めます。

第 2 章 箕面市における現状と課題

平成 21 年(2010 年)の箕面市民の人権に関するアンケート調査の報告では、人権をふだん「非常に大切なことだと認識している」と答えた人の割合が 51%となっています。このように日常生活で人権を意識することはあまりなく、権利とは何かが明確にとらえきれないため、その認識が不十分となり、意識調査の結果として現れてきたと考えられます。

また、若い世代が就職難で苦しいからか、自己責任の方向に傾いていますし、5 年前と比べると、子どもに望む最終学歴が男子と女子で差が出るなどのデータも出ています。差別意識について大きな変化は見られず、未だに部落差別などは残っています。

行政施策の成果についてもわからないという意見が半分以上を占めていますが、一方で人権を自分の問題と思っている人もおり、自治会や NPO などの地域活動をしている人は、人権学習の場にもよく参加するという結果が出ています。

第 1 節 人権のまち実現に向けた取組

1. 箕面市の人権をめぐる状況

箕面市人権施策審議会は人権行政に対する評価、提言その他を得られる貴重な機会であ

ることから、今後も人権行政をしっかりと進める実施体制を組むことが必要です。

この間、土地差別調査事件を受け、平成 22 年(2010 年)「箕面市民の人権に関するアンケート調査」に関連した問いを設けたところ、今なお残る部落差別意識が浮き彫りになりました。また、政治・経済情勢を背景に「格差社会」の深刻化、若者の就職難、自殺者の増加、生活保護受給者の増加などの課題が全国的に注目されています。

このように人権をめぐる新たな局面も生じており、今後の展望としては、先に述べた人権擁護法など新たな法整備への対応なども含め、時代に即した業務の見直しを求められています。

2. 人権施策の状況

この間、下記のような計画類の策定、調査の実施などがありました。

平成 17 年(2005 年)	第 4 期男女協働参画推進計画策定
平成 18 年(2006 年)	第 2 期国際化推進計画策定
平成 19 年(2007 年)	老人いこいの家、指定管理者制度へ移行
平成 20 年(2008 年)	人権教育基本方針改訂
平成 21 年(2009 年)	第 6 回箕面市民の人権に関するアンケート調査 (男女協働参画を含む)
平成 22 年(2010 年)	人権文化センター、指定管理者制度へ移行。新「箕面市人権教育基本方針」と新「人権のまち推進基本方針」を同時に策定。

第 2 節 箕面市人権のまち推進基本方針の評価と課題

箕面市の人権施策の基本方針は今回で 3 回目の策定となります。そこで、この間の課題とそれについての市の取組の実績、今後の課題などについて、整理しておきます。

(1) 人権を尊重した業務遂行

①職員の人権研修

<現状>

各階層別、全職員を対象とした「人権セミナー」、各部局室における研修等を実施しています。

<課題>

人権セミナーは選択制で自主性尊重の良さもありますが、受講テーマが偏る可能性もあります。なお、新規採用時の研修のみならず、人権意識を涵養できる職場づくりができるよう、幹部職員向けの研修も大切です。

②横断的推進体制及び総合調整部局の整備

<現状>

人権課題の総合調整は人権文化部の役割です。全庁的な調整会議として「箕面市人権行政推進本部会議」（以下「本部会議」とします。）があるほか、個別課題ごとには「DV 被害者支援ネットワーク会議」など多くの会議があります。子どもの虐待に関しては、平成 16 年度(2004 年度)に児童虐待防止ネットワークを整備、平成 18 年度(2006 年度)に「箕面市要保護児童対策協議会」を設置し、子ども家庭相談課が協議会の調整機関として取り組んでいます。この間、市長部局の保育所や子育てなどの児童福祉部門と、幼稚園等の教育部門を所管する子ども部が教育委員会に設置され、児童福祉と小・中学校の連携がしやすくなりました。

また、男女協働参画、国際化など個別計画ごとに進捗状況調査を実施しています。その他、部局を横断して進めた事例としては「地域の青年の再学習ニーズ等調査」があり、平成 19 年(2007 年)3 月の報告後、検討会議を設置しました。

なお、福祉、就労、契約担当等により、委託業務における総合評価落札方式⁵の導入について検討を始め、平成 21 年度(2009 年度)には清掃業務委託において、障害者やひとり親家庭の親など、いわゆる就職困難者の雇用・就労促進を目的とした総合評価落札方式を試行実施しました。

<課題>

人権文化部の庁内での位置づけの再確認を前提として、本部会議では、実施事業（講座イベント）の集約のみにとどめず、次年度以降に向けた調整が必要です。また、本部会議と、その他の庁内関連組織の間での情報共有、連携強化も必要です。

⁵ 総合評価落札方式は、従来の価格のみによる自動落札方式とは異なり、「価格」と技術的評価や施策反映評価（福祉への配慮や環境への配慮）などの、「価格以外の要素」を総合的に評価する落札方式である。

(2) 人権教育（学習）・人権啓発

<現状>

人権文化部・生涯学習部などを中心に、平和・国際理解や環境・福祉も含め多様なテーマで、市民参加型の各種事業を実施しています。なお、人権文化センターは平成 22 年度から指定管理者において管理運営しています。

人権に関係の深い市民団体としては、箕面市人権啓発推進協議会（以下「人権協」とします。）、みのお市民人権フォーラム実行委員会などがあり、みのお市民活動センターなどで広く各種の市民活動が行われています。

人権に無関心な層への対応を含めて、市民への学習機会の提供や、市民の主体的学習の支援については、人権協を代表例として「市民自らが主体となって市民を啓発する」というスタイルで進められてきており、市はこうした市民団体と協働し、市民活動を支援しています。また、民間団体との連携協力により内容や手法の豊富化も、萱野中央人権文化センター（らいとびあ 21）などで成果が上がっています。

また、青年の再学習・就労支援への取組が始められ、若者の就労状況が厳しい中、次項の人権相談とも関連させるべく、関係課による相談担当連携部会がもたれています。

<課題>

家庭・学校・地域が連携する取組、体験参加型学習プログラムの発展、生活意識の変容と啓発とのリンクについては、学校教育などでは一定の取組がありますが、全市的に確固たる成果は上がっていません。今後も、差別のない人権尊重のまちづくりを進める地域コミュニティづくりを進める必要があります。

(3) 人権相談

①相談体制の充実、及び②窓口体制の見直し

<現状>

人権相談窓口は、人権国際課と人権文化センターに設置されています。人権国際課は国（法務省）の人権擁護委員制度の窓口であり、人権文化センターでは総合生活相談ネットワーク会議を設け、ケース検討会議も行っています。

市政要望や苦情相談は、市民サービス政策課が市全体の窓口となっており、労働・子ども・女性・教育・福祉等の個別相談についてはそれぞれ所管課が専門機関と連携して対応しています。個別課題ごとには、横断的な協議や調整ができる体制が整備されています。DV 被害者支援ネットワーク会議、要保護児童対策協議会など、いろいろなしくみがあります。

<課題>

広く人権に関わる相談について、各種相談窓口との密接な連携が必要ですが、庁内での相談対応のフローが明確ではありません。また、個別の相談窓口で対応できないことや、市で解決できないことなど、さまざまなケースがあります。

DV、児童虐待に対する相談体制はありますが、市民相談の中でも分野によって体制にばらつきがあります。その他、今日では多重債務や自殺対策などの横断的課題が出てきています。

③相談員の資質向上

<現状>

資質向上に向けては、専門機関による研修（総合生活相談員、地域就労支援コーディネーター養成講座など）に参加、「窓口における障害者市民に対する配慮マニュアル」「DV 被害者支援マニュアル」「子ども虐待防止マニュアル」等が作成されています。

<課題>

職員研修に相談員の資質向上を図るものを採り入れるよう必要があります。OJT で職員のスキルアップを図るには限界があるほか、民間・地域団体との連携協力が必要です。

④相談情報の共有体制

<現状>

市民相談データベースが整備され、庁内でその共有は可能になっています。また、以前から差別事象が惹起した場合は、人権国際課に連絡されるしくみになっていますが、これに加え、差別につながるおそれのある問い合わせも、平成 22 年度(2010 年度)から人権国際課が年度ごとの庁内集約を始めています。

ただ、個別の相談案件について関係部局との連携が図られている事例もありますが、相談業務の全体像はまだ明らかではなく、相談対応のノウハウの蓄積や共有化には至っていません。

<課題>

個人情報保護を当然の前提としながらも、相談全般について、市民相談の企画調整部門でノウハウの蓄積、共有化を図る必要があります。

差別事象については人権国際課での庁内集約を元に、分析や対応策を検討し、今後の啓発などに取り組む必要があります。

⑤相談事業の広報充実

<現状>

各種相談窓口は市広報で毎月、案内しています。人権協は、箕面 FM まちそだて株式会社（タッキー816 みのお FM）でも定期的に市民団体や行政窓口の紹介を行っています。

<課題>

市ホームページを初めさまざまなメディアを活用した、効果的な広報が必要です。

⑥人権侵害・差別の法規制、⑦警告、氏名公表等の検討、及び⑧実効性ある相談システム検討

<現状>

人権侵害事象への救済・啓発対応マニュアル案は作成済ですが、まだ成案化していません。このうち差別的問い合わせについては、先にふれたように庁内集約を始めています。

一方、大阪府市長会を通じ、国に対して実効性のある人権救済制度の確立を要望しています。

<課題>

国（人権擁護法案）・府（人権擁護士）の動向を見据えながら、自治体独自の方策について引き続き研究が必要です。

(4)人権の視点での行政評価

<現状>

本市の人権行政について外部評価の役割を果たしているのは、箕面市人権施策審議会ですが、開催回数などに限界があります。また、内部評価の役割を果たすべきなのは本部会議ですが、これも開催回数のほか、横断的ではあるが権限のない調整機関という面で限界があります。

人権の視点での行政評価は、評価指標・項目設定が困難で、既存の行政評価は本市に定着しましたが、人権行政にフィットする評価指標や評価項目ではなく、人権の視点に立った事業評価として確立したシステムは全国的に見てもありません。また「人権白書」も未着手の状態です。

<課題>

人権の視点での行政評価は、特に評価基準や方法についての検討が必要です。それには

推進体制で述べたように、企画調整部門である人権文化部が、まず市内の人権関連情報、実態の把握をより進め、後述するような相談事業の結果公表などを、段階的に「人権白書」と呼べるものに近づけていくことが求められます。

また、定期的に事業評価、参考事例の紹介等を行い、市民と全庁職員が共通認識に立てるような取組が重要です。

第3章 地域社会における人権尊重への取組

市民自治は、市民が自ら意思決定を行い、まちづくりの主体となることであり、それはまさに基本的人権の中核をなす事柄です。

さらに、自治会をはじめとする地域社会で活動するさまざまな組織の運営についても、自主的で民主的なあり方が不可欠であり、人権尊重の観点から行われなければなりません。したがって、市民自治と人権尊重・人権保障のまちづくりは不可分のものと言えます。

市内にはさまざまな属性をもつ人々が住んでおり、人は自分の帰属する社会的位置によって見方が変わります。社会との関わりを自分ではなく例えば家族を通した回路でもっている場合もあります。そして、コミュニティとのつながりを阻む要因としてさまざまな人権課題があります。その解決には当事者自身のエネルギーが必要な現状であるほか、そのような当事者こそ社会的なつながりを求めています。

そこで、関係部局との密な連携のもと、人権協の地区協議会（以下、「地区協」とします。）の活性化を図り、人権のまちづくりに向けて地縁組織の活性化に取り組めます。また、みのお市民活動センターという市民活動を支援する拠点もあり、萱野中央人権文化センター（らいとぴあ21）と各種団体との連携も参考事例として、今後も市民協働に取り組めます。

市民から提起された課題や提案に対しては、これまで人権文化センター、男女協働参画課、生涯学習部などで、さまざまな「市民持ち込み企画」が行われてきました。それらについてもより体系的・計画的に取り組めます。

第4章 人権行政を推進するために

第1節 人権尊重を基礎とした業務の遂行

1. 自治体行政を人権行政として推進

自治体行政は市民の基本的権利を確立・保障し、公共の福祉を実現する人権行政なので、人権文化部を人権のまちづくりを進める企画調整部門としてより明確に位置づけて各種施策を推進します。人権教育・啓発の事業部門としては、人権文化センターや生涯学習部が今後も中心的に担います。

市民の権利課題の相談に対する権利保障・確立のためには、全庁的な連携による相談窓口へのバックアップ体制の整備が必要です。市民の様々な生活権利課題や要求に対して実効ある対応を進めるため、人権文化部と連携して課題解決に当たる職員として、各部局の政策調整課の職員を充てるなど連携強化を検討します。

例えば、ある一つの権利課題であっても、実際には複数部局が協力し合って対応しなければならないケースが増加しています。全庁的に人権のまちづくりを推進していく各部局の連携・対話を促進し、各部署における上記の視点に立った業務の点検、課題の抽出などを総合的に進めます。

2. 職員の人権意識の把握及び向上について

箕面市においては市民を対象とした「箕面市民の人権に関するアンケート調査」を昭和57年(1982年)から5～6年毎に実施しており、これを元にして、各種の方針や計画が立案されてきました。

今後の「人権のまちづくり」推進のため、人権行政の担い手である市職員の人権意識が重要なので、その把握及び向上に努めます。

なお、職員研修については、「世界的な取組」で述べたとおり、国連の提唱する「人権教育のための世界プログラム」第2段階行動計画でも、特に人権教育の必要な職種として公務員が挙げられています。

人権について最低限の知識を得る研修と、担当業務の中から人権課題を掘り起こし、他部局と連携するなど政策立案能力を高める研修を、それぞれ進めます。

前者について、人権セミナーには多様なメニューがあり、市民も参加可能であり、好きなものを選ぶ形は好ましいですが、志向が偏ってしまう可能性もあるので、これだけに依存しないよう取組む必要があります。

後者は、新規採用職員の人権研修で一定取組まれています。各階層においてもそれぞれ課題を持ち寄って議論することが必要であり、さらに人権研修で学んだことを職場に持ち帰って職場研修につながるしくみが必要です。このような観点から幹部職員向けを含めた研修のあり方を引き続き検討します。

また近年、民間への業務委託や指定管理者制度の導入が進んでおり、委託先の業者や指定管理者が行う業務についても、人権尊重の視点をもって行われる必要があります。すでに人権セミナーなどの職員研修には、指定管理者なども参加していますが、今後も引き続き委託業者や指定管理者に対して、契約の際には人権研修を行うよう求めるなどの方策を講じます。

3. 箕面市人権行政推進本部会議のあり方

本部会議のあり方、その取組は、人権行政を進める要となるものです。ただ、部長級で構成される本部会議を頻繁に開催するには限界があると考えられますので、十分な政策調整機能を果たせるよう、下部組織である幹事会や研究会を活用することで機動的・効率的な運営に努めます。

本部会議については定期的開催し、年間の事業点検や政策提言機能を行います。また、専門部会の開催のほか、研究会を臨機応変に設置するなど、担当課からの具体的課題の提起に対して、迅速、柔軟に対応できるよう努めます。このように幹事会や研究会の活用により、年次的に重点テーマを決めて「アクションプラン」の設定も検討します。

教育委員会においても、本部会議のもと、人権行政とも連携し人権教育を総合的に進めます。今後、幹事会の専門部会として「人権教育部会」を設置、「人権教育推進庁内プロジェクト会議」と統合再編することによって、市と市教委がより連携した取組ができるよう努めます。

第2節 人権教育（学習）・啓発の推進

前回の基本方針において述べられたことにつき、下記の点を踏まえて実施します。

冒頭にもふれた平成14年(2002年)3月、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」は、

このように様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中にみられる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等が挙げられているが、(中略)より根本的には、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ国民の中に十分に定着していないことが挙げられ、このために、「自分の権利を主張して他人の権利に配慮しない」ばかりでなく、「自らの有する権利を十分に理解しておらず、正当な権利を主張できない」、「物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が身に付いておらず、差別意識や偏見にとらわれた言動をする」といった問題点も指摘されている。

世間体や他人の思惑を過度に気にする一般的な風潮や我が国社会における根強い横並び意識の存在等が、安易な事なかれ主義に流れたり、人々の目を真の問題点から背けさせたりする要因となっていて、そのことにより、各種差別の解消が妨げられている側面がある。
(第2章 人権教育・啓発の現状 1. 人権を取り巻く情勢)

と述べています。ここでは、人権問題が発生する要因として、まず国民の中において権利についての理解が不十分であり、権利の主体としての自覚が薄いこと、及び根強い「世間的」文化の存在が指摘されています。

もし、権利主体としての自覚が薄い場合、自分自身に職業選択、居住・移転、結婚など様々な市民的自由の侵害や、福祉権、教育権、就労権などの市民的権利の未保障問題が惹起しても看過してしまう結果になるでしょう。また、根強い「世間的」文化の存在は、憲法第14条で禁止された、人種、信条、性別、社会的身分、門地などを根拠とした政治的・経済的・社会的関係における差別を温存していくことになるでしょう。

このような状況を解決していくために、今後の人権教育には、市民権利教育、社会教育、道徳教育などとも関連させながら、体系的に、そして多角的に取り組むことが求められます。また、学校教育や市民文化活動などを横断するような人権教育の視点の確立や、推進が必要です。

学校園所での人権教育については、この方針と同時期に策定する新箕面市人権教育基本方針に基づき実施します。また、現代社会の変化は、社会参加に必要な能力を培うために、これまでも増して生涯にわたっての学習機会の保障を求めています。それを通じて人権意識や人権に関する取組が広がるのが人権文化に満たされた社会の実現に不可欠です。このため、ライフステージに応じた生涯学習に関する機会の提供の充実や、自発的な学びの支援も、新人権教育基本方針に基づいて進めます。

第3節 人権相談

1. これからの相談体制

単独の相談窓口で対応できるケースと、関係機関・関係課とともに対応する必要があるケースを分けて、各種相談窓口の対応フローをより明確化します。フローにおける前後の担当課が密に連絡を取り合い、フォローアップを図ります。

DV、児童虐待に対する先行事例を参考として、多重債務や自殺対策などの横断的課題についても、相談事業の体系化を図り、市民相談の企画調整機能を高めます。

また、例えば労働相談では事業者を監督する権限の問題から、所管官庁に相談が必要であったり、他の相談では市の外郭団体や民間機関とつながることでもうまく解決できるケースもあります。したがって、行政間の広域連携はもとより、個人情報保護を前提として、行政と一緒に地域が力を合わせて状況を変えられるよう、体制づくりを検討します。超高齢社会と言われるこれからは、市役所における再任用職員の窓口配置のほか、人生経験が豊富で相談のノウハウをもつ市民、地域の団体との連携も研究します。

なお、個人情報保護の問題ですが、児童虐待に関しては、児童福祉法で要保護児童対策協議会の構成員に守秘義務をかけて情報を共有できるようにしています。今後、個人情報の利用について本人了解の確認をとるしくみや、児童虐待防止やDVへの対応などを参考に事例研究を進めます。

このほか、当事者支援も併せて認識する必要があるため、行政と交渉する当事者団体をもたず、組織化されていない外国人などマイノリティの意見を反映するしくみづくりを検討します。

2. 相談員の役割

相談員の資質向上については、窓口業務では個人の技量に頼らず、どの職員も同じ対応ができるよう、また複合した相談を抱えている場合は、それに気づき適切に対応できるよう、研修体制づくりを進めます。関係機関の連絡先や、無料と有料の区別など、窓口で最低限必要な知識は職場で共有できるよう、マニュアル化を図ります。

一方、相談件数の多寡や担当業務の性格上、担当職員のノウハウ蓄積が難しい現状があります。まずは傾聴が大事ですが、コミュニケーションが難しく、主訴をつかむために相談者の話を整理する必要があるケース、最終的に相談者の自立に向けてどう支援すればよいか悩ましいケースが増えています。

他部局に繋ぐ際にも最適な部署に繋がられるか、他部局の事業を知っているかが鍵になるので、ルール化や事例を共有できる学習の場づくりが必要です。

したがって、相談業務を軽んじない行政経営ができるよう、本部会議などの横断的組織による相談事例研究会を開催するほか、ケースワークの研修を人権・福祉その他の部署で共通化できるよう検討します。

3. 相談事業の周知、及び施策への反映について

具体的に相談に対してどんな対応事例があるか、個人情報保護を前提として、概要だけでも市民の皆さんに伝えられるよう努めます。これによって、行政の守備範囲つまり本市の相談事業が取り扱えるエリア、本市への相談を通して可能な行政サービスなどの周知を図り、相談窓口がより使いやすくなるよう努めます。

そして単なる相談で終わらせず、まずは市民相談データベースを活用して人権課題を抽出するなど、相談業務の中で現れた課題を本部会議などの調整会議を中心に集約し、複合的な要因の分析も含め、今後の施策へと活かせるよう、体制づくりを進めます。その中で、最低限全庁で共有すべき情報の取り決めや、各窓口が個別にもつデータの活用方策を研究します。

4. 青年層の相談について（新規）

子どもたちは就学前、育ちをサポートする役割をもつ保健師や保育士などとのつながりが多いですが、学校に入ると以前のつながりが切れがちです。さらに、小中学校卒業後に向けた市の行政サービスはあまりなく、高校中退などが生じないためには、小中学校がもつ情報を高校などに伝えるなどの継続したフォローも必要とされます。縦割りの行政サービスの「谷間」の問題が起きないように、今後も広い視野で支援体制を研究します。

人権教育の項でも述べたように、若者の再学習・就労支援に関しては、ニート・ひきこもりのケースも多くなっており、職員や学校が相談対応のノウハウをもつために、「若者のための再学習支援サービスブック」の活用を第一歩として進めます。

5. 相談同行制、パーソナル・サポート・サービス⁶（新規）

本市の場合、保健・福祉分野はすべてワン・ストップで実施しようという理念でつくられた総合保健福祉センター（みのおライフプラザ）の中は社会福祉協議会などを含めて連携できています。ただ、別の部署につなぐときは庁内なら案内をする、みのおライフプラザと本庁の間は地理的に距離があるので連絡を入れておくなどの形で、相談者に何度も同じ説明を求めるなど非効率にならないよう、きめ細かな対応に努めます。

また、相談者の市民にそれぞれ担当職員が付くしくみがあり、ワン・ストップ・サービスの限界を補い、来庁者があちこちの窓口に行くのではなく、例えば必要書類を受付に出た職員が回って集める事例がありますので、このような同行制などを検討します。

なお、内閣府でも近年、パーソナル・サポートが検討され、モデル事業はすでに始まっています。パーソナル・サポートについては今後、人権文化センターでの総合生活相談などを参考として、国の動向を見定めながら試行します。

⁶ パーソナル・サポートとは、長期失業などで生活上の困難に直面している人々を個別的・継続的・制度横断的に支えるサービス。生活困窮者の自立応援から就職・就労定着に至るまで、支援策の調整、調達、開拓等のコーディネートを行う。

（内閣府「パーソナル・サポート・サービスの検討及びモデルプロジェクトの実施について」平成22年10月5日等による。）

6. 人権救済について

国においては平成13年(2001年)の「人権救済制度のあり方について」の答申に基づき、人権救済機関の整備等その具体化を図るため、人権擁護法の制定に向けた取組が行われてきました。新たな人権救済機関の設置については、平成22年(2010年)6月に法務省政務三役により、下記のような中間報告がされていますので、これらの動向を見据えながら慎重に検討します。

- ・人権救済機関として政府からの独立性を有した人権委員会を内閣府に設置し、人権侵害に対する救済・予防、人権啓発のほか、人権擁護施策を総合的に進め、政府に対して国内の人権状況に関する意見提出等を任務とする。その組織・救済措置における権限等は、なお検討。
- ・実効的な調査・救済活動のため地方組織体制を構築する。これについては既存組織の活用・充実を図るなど、新制度が速やかにスタートできるよう検討。人権擁護委員は既存の委員及び組織体を活用し、活性化・充実を図ることを検討。
- ・報道機関等による人権侵害は特段の規定を設けず、自主的取組の状況を踏まえ、今後の検討課題とする。

第4節 人権の視点からみた行政評価

先に述べたように人権政策の評価のしくみとしては、本部会議の下部組織である幹事会や研究会を活用することで、年間の事業点検、政策提言や、年次的に重点テーマを決めた「アクションプラン」の設定を検討します。

人権侵害に関する実態把握としては、約5年毎の「箕面市民の人権に関するアンケート調査」のほか、「差別的問い合わせ」について平成22年度から庁内で年度毎の情報集約を始めています。今後は、人権関連情報の集約、参考事例の紹介などにより、市民と職員が共通認識に立ち啓発を進めることを目的として、テーマごとに取組をまとめ、(仮称)「ヒューマンレポート」を試行的に発行する。

なお、今後の取組は、第五次箕面市総合計画や、国際化推進計画・男女協働参画行動計画、教育委員会で策定される人権教育基本方針など、他の計画類と連携して事業を進める必要があります(別図)。

第5章 取り組むべき主要課題

本市は先に述べたように人権行政を進めてきましたが、今なおさまざまな人権課題があり、本市が今後も取り組むべきものには次のようなものがあります。(以下の順序は、本文中に出てくる国の「人権教育・啓発に関する基本計画」にほぼ従った。)

1. 男女協働参画

人々の意識や行動だけでなく、社会慣行にも、ジェンダー(社会的・文化的性差)が根強く残っており、社会生活の中で女性が不利益を受けることは今もなお多くあります。また、このような状況は、男性にとっても生きやすい社会だとは言えません。

さらに、セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)、ストーカー行為(つきまとい)、ドメスティック・バイオレンス(配偶者などの親しい関係の者からの身体的・性的・精神的・経済的暴力)など暴力への取組も引き続き必要です。

「箕面市男女協働参画推進プラン」に基づき、男女協働参画の視点からあらゆる施策や社会制度・慣行を見直し、性別にかかわらず個性と能力が発揮できる地域社会づくりと男女協働参画社会の基盤となる人権の確立をめざしていく必要があります。

2. 子どもの人権

子どもは、権利主体として人権や自由を尊重されるべきで、「児童の権利に関する条約」「箕面市子ども条例」などを基本に、平成22年(2010年)3月に策定された「箕面市新子ど

もプラン(次世代育成支援対策行動計画(後期計画))」にあるとおり、子ども自身の個性と能力が生かされ、子どもが心豊かに育つために、保育所・幼稚園・学校、家庭、地域が役割と責任を果たし連携するまちづくりを進める必要があります。

また、子育て家庭が抱える不安や悩みに対する専門的な支援や、負担感を軽減する支援を、身近な地域で提供する必要があります。いじめ、児童虐待、犯罪被害などについて保育所、幼稚園・学校と地域、行政の連携による子育て支援のネットワーク形成で、早期発見・早期対応などの取組を進めることが求められています。

そして、人権教育及び人権保育の実施については、学校教育等の主体性・自立性を尊重しながら、新「箕面市人権教育基本方針」及び「箕面市人権保育基本方針」に基づき、社会教育、関係機関とも連携し、総合的に進めることが必要です。

3. 高齢者の人権

高齢化が急速に進むなか、高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ち、安全・安心に自立した生活ができる社会環境づくりは、重要な課題です。

また、一人暮らしや認知症の高齢者などが、財産や金銭をだまし取られたり、暴力や虐待を受けたりするケースもあります。また、高齢者の介護が長期化、重度化するなかで、介護者の高齢化や、多くの場合は家庭における介護者が女性であることなどの課題もあります。

本市においても平成 21～23 年度(2009～2011 年度)「第 4 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、成年後見制度をはじめ、各種制度を活用し、高齢者権利擁護施策の推進に努めます。

4. 障害者の人権

平成 21 年(2009 年)3 月策定の「第 2 次箕面市障害者市民の長期計画～みのお‘N’プラン(二訂版)～」では、「すべての人々が支え合い、共に生き、共に暮らす社会こそが正常な社会である」というノーマライゼーション⁷の考え方を紹介しています。

特に、本市では、障害者市民に対する理解不足や差別意識から、社会福祉施設等の設置に対する反対運動が起こる「施設コンフリクト」(施設・地域間摩擦)が発生したという事例が過去にあります。これは、「ノーマライゼーション」の考え方とは全く相反する偏見・差別から生じてくる事象であり、看過しがたい問題であることを、あらためて市として、再認識する必要があります。

また、「バリアフリー」という言葉はもともと、ハード面での障壁を解消するという狭い意味で用いられていましたが、近年は、障害者市民の社会参加を困難にしている制度面、意識等に存在するすべての障壁を除去することを意味していると捉えられるようになってきました。この広い意味での「バリアフリー」という考え方に立って、障害や疾病の有無にかかわらず、すべての市民が疎外されることなく豊かに暮らすことのできる社会の実現をめざす必要があります。

次に、障害者市民の生活は、福祉、医療、教育、労働等あらゆる分野に関わり、乳幼児

から高齢者に至るまでの全てのライフステージにわたることから、あらゆる分野、あらゆるライフステージにおいて、個々の障害に対応した適切な支援策が相互に連携し継続的に実施されなければなりません。その際、社会参加が困難なのは、心身に障害があることが原因とは限らず、社会制度や人々の育った環境との関係によって困難性が変化するという、第1章第2節でもふれているICF（国際生活機能分類）の考え方を含め、今後「障害者の権利に関する条約」の批准を見据えた施策が必要です。

⁷ ノーマライゼーションは、国連の「国際障害者年行動計画」に示された考え方。「障害者など社会的に不利を負いやしい人々を排除するような社会は、弱くもろい社会であり、すべての人々が支え合い、共に生き、共に暮らす社会こそが、正常な社会である」「障害者は、その社会の他の異なったニーズを持つ特別な集団と考えられるべきではなく、その通常の人間的なニーズを満たすのに特別な困難を持つ普通の市民と考えられるべきなのである」とされ、自己選択と自己決定に基づく自立生活を送るための支援と社会環境の整備が求められる。この考え方は障害者施策にとどまらず、まちづくり全体の課題で人権行政を進めていく上で欠くことのできない視点である。

5. 部落問題

国の同和対策は「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成14年(2002年)3月末で失効したことで、対象地区を限って行なわれた特別対策は廃止されました。

この間、生活環境等の基盤整備が進み、心理的差別も解消の方向に進むなど、一定の成果を上げてきましたが、まだ、結婚・就職時の身元調査、住宅や土地購入の際に被差別部落を避けるなど、差別意識の解消は十分には進んでいません。また、教育課題や失業、不安定就労などの課題も残されています。

したがって、今後も人権文化センターなどでの相談事業や講座など、引き続き人権教育・啓発の取組や、当事者の自立と自己実現の支援に努める必要があります。

6. 外国人の人権

外国人市民に対する就労・入居差別や国籍や民族の違いを理由に不利益を受けることなど、さまざまな課題が見受けられますが、国際化が進む中、異なったことばや習慣及び文化をもつ隣人どうしとして、互いの価値観、多様性を認め合い、人間として尊重しながら共生社会をつくることが求められています。

近年渡日した方は日本語の習得が十分でないため、生活に必要な情報を得にくいという課題があります。また、在日韓国・朝鮮人の方々については、歴史的背景の理解が不十分なことから生じる偏見と差別のほか、年金・教育など制度的課題もあります。なお、NPO団体との連携により市立病院での医療アクセス改善が図られていますので、このような先駆的な取組を今後も続けていく必要があります。

市内や周辺地域に大学や学術機関が多く立地することから、本市には、国籍で言えば80か国を超える多様な人々が暮らしています。この特性を活かしながら、今後も行政サービ

スと社会環境の整備、「ことばの壁」の解消、相談体制の充実、市政参画の促進、日本語学習の促進、渡日の子どもたちへの支援、小中学校での受入環境整備など、多文化共生社会の実現に向けた施策を実施する必要があります。

7. さまざまな人権

HIV 感染者の場合、周囲の理解不足から差別や偏見を生んできました。ハンセン病の元患者の場合は、そのために長らく隔離政策がとられ、社会復帰を困難にしてしまったことを反省せねばなりません。正しい知識の普及と、差別や偏見の解消を図るための啓発に努める必要があります。またその他にも、性的指向、性同一性障害を理由とする差別⁸、刑を終えて出所した人々、犯罪被害者など、さまざまな人権にかかわる課題があります。

インターネットの普及に伴う人権侵害・プライバシー侵害、遺伝子工学など科学技術の進展に伴う課題もあります。社会が複雑化し急速な変革が押し寄せる中で、法整備が追いつかないこともあり、人権の視点からとらえ直す必要もあります。これらについては、今後も国や府の動向を注視しながらの対応が必要です。

⁸ 性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

性同一性障害とは、身体や戸籍の性別が“自分の性別ではない”と感ずるために社会生活が困難になっている状態につけられた疾患名。平成 16 年(2004 年)に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行されたことによって、一定の要件を満たせば、家庭裁判所の審判を経て戸籍上の性別の変更が可能となり、性同一性障害者にとって大きな前進となった。また、平成 20 年(2008 年)には「現に子がいないこと」から、「未成年の子がいないこと」に要件が緩和された。

資料

1. 箕面市人権のまち条例（平成 15 年 3 月 31 日箕面市条例第 29 号）

箕面市は、にんげんの街みのおを育てることを明らかにした「箕面市人権宣言」を採択しています。また、「箕面市まちづくり理念条例」において、まちづくりは、すべての人の基本的人権の尊重のもとに進めると定めています。そして、人権の尊重は人類共通の願いです。

しかしながら、今もなお、人種、民族、信条、性別、社会的身分、疾病、障害があることなどによる様々な人権問題が存在するとともに、社会状況の変化などにより新たな人権問題が生じています。

また、人権は、個人の尊厳、一人ひとりの生き方を内包する幸福追求の権利であるとされるなど、人権の考え方も変わってきています。私たち一人ひとりが人権について深く考え、その内実を豊かなものにすることが求められます。

私たちは、命の尊さや個人の尊厳が大切にされ、自らの努力で、より自由、平等で、一人ひとりの人権を尊重するまちを創り上げていくことをめざし、この条例を制定します。

第 1 条（目的）

この条例は、市及び市民の役割並びに施策の総合的な推進に関する必要な事項を定め、もって一人ひとりの人権を尊重するまちの実現を図ることを目的とする。

第 2 条（市の役割）

市は、前条の目的を達成するため、人権尊重の視点で施策を推進する。

第 3 条（市民の役割）

市民は、家庭、地域、学校、職場等あらゆる生活の場において、互いに人権を認め合い、人権を尊重するまちの実現に努める。

第 4 条（施策の総合的な推進）

市は、市民と協働し、人権を尊重するまちを実現する取組を進めるとともに、国及び大阪府と連携をとりながら、教育及び啓発活動の促進、相談体制の充実、人権救済その他の人権に関する施策を総合的に推進するよう努める。

第 5 条（審議会）

第一条の目的を達成するため、箕面市人権施策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、人権を尊重するまちの実現を図るに当たり必要な事項について、市長の諮問に応じ調査審議し、答申するほか、市が策定する人権施策の基本方針に関することについて、市長に意見を申し出ることができる。

3 審議会は、委員十人以内で組織する。

4 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- 一 市民
- 二 市内関係団体の代表者

三 学識経験者

- 5 審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
 - 一 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - 二 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 8 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
 - 一 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
 - 二 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 審議会に専門的な事項を調査審議するため、必要に応じて部会を置くことができる。
 - 一 部会に属する委員は、会長が指名する。
 - 二 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
 - 三 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 10 審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第六条（報酬及び費用弁償）

委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和 29 年箕面市条例第 10 号）の定めるところによる。

附則

1（施行期日）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2（会長決定までの議長等）

この条例の施行後又は委員の任期満了に伴い新たに委員が任命された後最初に招集される審議会の会議の招集及び会長が決定されるまでの審議会の会議の議長は、市長が行う。

2. 第 5 次箕面市総合計画・前期基本計画（抜粋）

2 子どもも大人も育つまち

2-(1) 人と人が認め合い、受け容れあう豊かなまちをつくります

1. 現状と課題

1948 年（昭和 23 年）に国連総会で世界人権宣言が採択され、人権に関して世界で達成すべき共通の基準が示されました。わが国ではこれらの国際的な潮流とともに、基本的人権の尊重を基調とした憲法のもとさまざまな人権問題への取組を進めてきました。

本市においても、1993 年（平成 5 年）に箕面市人権宣言を採択し、すべての市民が誰ひとりとして人権を踏みにじられることのない人権のまちづくりをめざしています。

しかしながら、現実には未だに偏見や差別、暴力などの人権侵害が存在しており、同和問題や女性、障害者、高齢者、子ども、外国人などに関する多くの人権問題の早期解決が

求められています。

本市では、互いに認め合い、すべての人々がその能力や個性を十二分に発揮できる地域社会を構築するためにこれまで以上の取組が必要です。

2. 基本方針

- ・一人ひとりが十分に等しく尊重され、互いに認め合う社会をめざします。市民主体の人権・平和啓発を行い、生涯学習との連携を図ります。また、総合行政としての人権行政を進める庁内体制のもとにまちづくりを進めます。
- ・外国人市民を含めた誰もが住みやすいコミュニティを醸成するために、外国人市民への行政サービス・相談体制を充実させます。また、市民主体の国際交流・国際協力を進めます。
- ・男女平等の視点からあらゆる施策や社会制度・慣行を見直し、ジェンダー格差が是正された社会の実現をめざします。女性の人権が確立され、男女がともにいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

3. 取組体系と内容

①すべての人が、一人の人として等しく尊重され、互いに認め合う社会をめざします

総合行政としての人権行政を進める庁内体制を整備し、人権尊重に基づき業務を遂行します。市民主体の人権・平和啓発を行い、生涯学習と連携します。また、人権相談体制の整備と調整、相談事業の周知を進めます。人権救済の方策や人権の視点による行政評価についても検討を進めます。

②外国人市民の人権が尊重されたコミュニティの醸成に努めます

外国人市民の人権を尊重し、行政サービスと社会環境の整備、「言葉の壁」の解消、相談体制の充実、市政参画の促進を図ります。また、多文化共生社会の実現に向け、日本語学習の促進、渡日の子どもたちへの支援、人権尊重のための学習と地域活動を進めます。国際交流については、市民主体の地域間交流を進め、市民活動団体、企業などとの連携を図ります。

③男女がともにいきいきと暮らせる地域社会をめざします

性別にかかわらず、誰もが自分らしく生活できる男女協働参画社会の形成をめざし、ジェンダー格差の是正をめざす社会システムの構築や女性の人権の確立を進めます。

あらゆる施策に男女協働参画の視点を反映させ、幅広く市民に理解されるように啓発活動を行うとともに、自主的な活動の場や情報提供、相談事業の充実など女性のエンパワメントを支援していきます。

4. 各主体の主な役割

【市民】

- ・性別にかかわらず、誰もが職場、家庭、学校、地域その他のあらゆる場面で能力や個性を発揮できる環境づくりを進めます。

- ・外国人市民と日本人市民が協働して、外国人市民が地域活動へ参加しやすい環境づくりを進めます。

【自治会やNPO など】

- ・男女が互いに対等な構成員として協働し参画できる活動を実施していきます。
- ・多文化共生社会の実現に向けて、国際化活動を実施していきます。
- ・さまざまな支援を必要とする市民の立場に立ったNPOなどの市民活動を実施していきます。

【事業者】

- ・誰もが働きやすい職場づくりに努めます。
- ・すべての人の人権が確立される環境づくりに努めます。

【行政】

- ・すべての人の人権が確立される社会づくりに努めます。
- ・男女協働参画施策を推進します。
- ・国際化施策のニーズ把握に努め、各種サービスなどの情報提供も積極的に行います。
- ・NPOなどの市民活動団体が主体となっていきいきと活動できるよう協働に努めます。

3. 箕面市人権施策審議会・開催経過

No.	日付	案 件
平成 20 年度 1	2 月 9 日	会長及び副会長の選出について 箕面市人権施策審議会の位置づけについて 「箕面市人権のまち推進基本方針」の概要について
平成 21 年度 1	4 月 7 日	委員の意見交流 市民アンケート検討会への委員の選出について 次回日程について
2	5 月 26 日	人権の概念、人権行政の考え方の共有について 箕面市人権のまち推進基本方針に基づく施策等の実施状況、課題等について 今後の進め方について
3	7 月 23 日	今年度の審議内容及びスケジュールについて 人権をめぐる現状と課題の点検について
4	10 月 6 日	人権施策、行政をめぐる諸課題について フリートーク
5	12 月 10 日	人権行政の現状について懇談 諮問の意図について説明
6	2 月 23 日	諮問及び市長との懇談

		「今後の人権施策の総合的な推進について」 今後の進め方について
平成 22 年度 1	5 月 10 日	事前ヒアリング（人権教育課）
	5 月 12 日	第 1 回 人権教育について
2	7 月 7 日	事前ヒアリング（市民活動フォーラムみのお・箕面市人権協会北芝地域協議会）
	7 月 15 日	第 2 回 市民活動・市民との連携について
3	9 月 21 日	事前ヒアリング（子ども家庭相談課・市民サービス政策課）
	9 月 30 日	第 3 回 人権に関わる相談、救済
4	10 月 19 日	答申起草委員会（山本会長・松本副会長・窪委員）
	10 月 28 日	答申起草委員会（同上） 事前ヒアリング（箕面市国際交流協会）
	11 月 4 日	第 4 回 答申内容について
5	11 月 25 日	第 5 回 答申内容の最終調整

4. 箕面市人権施策審議会・委員名簿（任期：平成 21 年 2 月 9 日～平成 23 年 2 月 8 日）

略

5. 箕面市人権行政推進本部会議設置要綱

（平成 11 年 4 月 30 日箕面市訓達第 4 号、最終改正平成 22 年 5 月 28 日訓達第 43 号）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、箕面市人権行政推進本部会議（以下「本部会議」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 「箕面市人権宣言」、「箕面市まちづくり理念条例」及び「箕面市人権のまち条例」を基本理念とし、人権文化の創造（市民の豊かな自己実現を可能にするような社会環境の醸成をいう。）を目指し、あらゆる人権に関する施策を総合的かつ円滑に推進するため、本部会議を設置する。

(所掌事務)

第3条 本部会議の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 人権及び人権教育に関する調査研究
- (2) 人権施策に関する基本方針や事業計画の策定
- (3) 人権施策に関する関係部局間の連絡調整や課題の協議
- (4) その他人権施策推進のため必要なこと

(組織)

第4条 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、奥山副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、伊藤副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部長に事故があるときは、伊藤副市長がその職務を代理し、本部長及び伊藤副市長に事故があるときは、教育長がその職務を代理する。
- 5 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事会)

第5条 本部員を補佐し、本部会議において決定された施策の円滑な実施を図るため、本部会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は人権文化部次長（人権を担当する者に限る。）の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

(専門部会)

第6条 幹事会を円滑に運営するため、幹事会に次の専門部会を置く。

- (1) 同和施策部会
- (2) 男女協働参画施策部会
- (3) 国際化施策部会
- (4) 障害者施策部会

- 2 前項のほか、必要が生じたときは、本部会議に諮って新たに専門部会を設置できるものとする。
- 3 専門部会の部会員は、幹事長がその専門部会に必要とする関係課長を指名し、その指名された者をもって充てる。
- 4 専門部会の構成、職務及び部会長は幹事長が定める。

(研究会)

第7条 人権施策の推進に必要な調査研究を行うため、幹事会に研究会を置くことができる。

- 2 研究会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 必要とする関係課の中から幹事が推薦する職員

(2)参加を希望する職員のうち、幹事長が指名する者

(庶務)

第8条 本部会議の庶務は、人権文化部人権国際課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部会議の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則 (略)

別表第1 (第4条関係)

	補 職 名
1	市長政策室長
2	総務部長
3	人権文化部長
4	競艇事業部長
5	市民部長
6	地域創造部長
7	健康福祉部長
8	みどりまちづくり部長
9	市立病院事務局長
10	消防長
11	上下水道局長
12	教育委員会事務局教育次長
13	教育委員会事務局教育推進部長
14	教育委員会事務局子ども部長
15	教育委員会事務局生涯学習部長

別表第2 (第5条関係)

	補 職 名
1	市長政策室政策推進課長
2	総務部総務課長
3	人権文化部文化・市民活動促進課長
4	競艇事業部企画課長
5	市民部市民サービス政策課長
6	地域創造部箕面営業課長
7	健康福祉部健康福祉政策課長
8	みどりまちづくり部まちづくり政策課長
9	市立病院事務局経営企画課長
10	消防本部総務課長
11	上下水道局総務課長
12	教育委員会事務局教育推進部教育政策課長

13	教育委員会事務局子ども部子ども政策課長
14	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課長

6. 箕面市人権行政推進本部会議研究会（人権行政研究会）開催経過

（任期：平成22年7月15日～11月30日。公募3名、推薦12名、計15名。）

人権施策班（9名）

No.	日付	案 件
平成22年度 1	8月4日	担当業務から見える人権課題、人権研修の感想、人権のまち推進基本方針、市民人権意識調査報告書を読んで
2	9月3日	相談など庁内連携のしくみについて
3	11月29日	箕面市人権施策審議会の答申案について

人権教育班（6名）

No.	日付	案 件
平成22年度 準備会	7月2日	人権教育基本方針の見直しについて 人権教育の課題について
1	8月4日	幼稚園・保育所の取組の現状 幼稚園・保育所における課題意識
2	8月18日	人権教育基本方針実施プラン策定に向けて
3	9月9日	社会教育の課題と方策
4	10月8日	基本方針案検討

7. 別図

